

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成28年3月10日(2016.3.10)

【公開番号】特開2014-146929(P2014-146929A)

【公開日】平成26年8月14日(2014.8.14)

【年通号数】公開・登録公報2014-043

【出願番号】特願2013-13546(P2013-13546)

【国際特許分類】

H 04 B 1/10 (2006.01)

【F I】

H 04 B 1/10 H

【手続補正書】

【提出日】平成28年1月25日(2016.1.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

適応フィルタ部が放送波の中間周波信号をフィルタリング処理した信号を検波する第1検波部と；

前記中間周波信号を検波する第2検波部と；

前記放送波の電界強度、並びに、前記第1検波部及び前記第2検波部の各々の検波結果に含まれるノイズ成分のレベルの少なくとも1つを含むパラメータの値に基づいて閾値を決定し、前記各々の検波結果のレベル差と前記閾値との大小関係に基づき、前記適応フィルタ部を制御する制御部と；を備えるフィルタ制御装置。

【請求項2】

前記制御部は、前記レベル差が前記閾値より大きな場合、前記適応フィルタ部の動作を停止させる、又は、前記レベル差が前記閾値以下の場合の収束速度より低い収束速度となる収束係数を前記適応フィルタ部に採用させる、ことを特徴とする請求項1に記載のフィルタ制御装置。

【請求項3】

前記パラメータには、前記放送波の電界強度が含まれ、

前記閾値は、

前記電界強度が第1の値以上の場合、前記電界強度に依存しない所定値であり、

前記電界強度が前記第1の値未満であり、かつ、前記第1の値よりも小さな第2の値以上の場合、前記放送波の電界強度が低くなるほど大きくなる、

ことを特徴とする請求項2に記載のフィルタ制御装置。

【請求項4】

適応フィルタ部が放送波の中間周波信号をフィルタリング処理した信号を検波する第1検波部と；前記中間周波信号を検波する第2検波部と；を備えるフィルタ制御装置に使用されるフィルタ制御方法であって、

前記放送波の電界強度、並びに、前記第1検波部及び前記第2検波部の各々の検波結果に含まれるノイズ成分のレベルの少なくとも1つを含むパラメータの値に基づいて閾値を決定する決定工程と；

前記各々の検波結果のレベル差と前記閾値との大小関係に基づき、前記適応フィルタ部を制御する制御工程と；

を備えることを特徴とするフィルタ制御方法。

【請求項 5】

フィルタ制御装置が有するコンピュータに、請求項 4 に記載のフィルタ制御方法を実行させる、ことを特徴とするフィルタ制御プログラム。

【請求項 6】

フィルタ制御装置が有するコンピュータにより読み取り可能に、請求項 5 に記載のフィルタ制御プログラムが記録されている、ことを特徴とする記録媒体。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

請求項 1 に記載の発明は、適応フィルタ部が放送波の中間周波信号をフィルタリング処理した信号を検波する第 1 検波部と；前記中間周波信号を検波する第 2 検波部と；前記放送波の電界強度、並びに、前記第 1 検波部及び前記第 2 検波部の各々の検波結果に含まれるノイズ成分のレベルの少なくとも 1 つを含むパラメータの値に基づいて閾値を決定し、前記各々の検波結果のレベル差と前記閾値との大小関係に基づき、前記適応フィルタ部を制御する制御部と；を備えるフィルタ制御装置である。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

請求項 4 に記載の発明は、適応フィルタ部が放送波の中間周波信号をフィルタリング処理した信号を検波する第 1 検波部と；前記中間周波信号を検波する第 2 検波部と；を備えるフィルタ制御装置に使用されるフィルタ制御方法であって、前記放送波の電界強度、並びに、前記第 1 検波部及び前記第 2 検波部の各々の検波結果に含まれるノイズ成分のレベルの少なくとも 1 つを含むパラメータの値に基づいて閾値を決定する決定工程と；前記各々の検波結果のレベル差と前記閾値との大小関係に基づき、前記適応フィルタ部を制御する制御工程と；を備えることを特徴とするフィルタ制御方法である。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

請求項 5 に記載の発明は、フィルタ制御装置が有するコンピュータに、請求項 4 に記載のフィルタ制御方法を実行させる、ことを特徴とするフィルタ制御プログラムである。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

請求項 6 に記載の発明は、フィルタ制御装置が有するコンピュータにより読み取り可能に、請求項 5 に記載のフィルタ制御プログラムが記録されている、ことを特徴とする記録媒体である。